

野洲市立三上小学校

いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

野洲市立三上小学校

目 次

1. はじめに.....	-1-
2. いじめの定義.....	-1-
3. いじめの禁止.....	-1-
4. いじめ防止等のための組織.....	-2-
5. 学校全体としての取組.....	-3-
学校の基本姿勢.....	-3-
(1) いじめ防止のための取組.....	-3-
(2) いじめの早期発見.....	-3-
(3) いじめへの対処.....	-3-
(4) 家庭および地域との連携.....	-4-
(5) 関係機関との連携.....	-4-
6. 重大事態への対処.....	-5-
(1) 重大事態の意味について.....	-5-
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	-5-
7. 基本方針の見直し.....	-5-
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	-6-
本校のストップいじめアクションプラン.....	-8-

野洲市立三上小学校 いじめ防止基本方針

野洲市立三上小学校長 井関 保彦

野洲市立三上小学校いじめ根絶会議

1.はじめに

まず、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという全ての子どもに関する問題であるという事実を踏まえておきたい。その上で、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組むことができるよう、私たち大人は学校の内外を問わず、いじめが行われないようにしなければならない。そのためには、全ての教職員が一丸となって子どもをいじめに向かわせないための未然防止に組織的に取り組み、子どもの尊厳を守ることから始める。その上に、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携していじめを防止していかなければならない。また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにしなければならない。

以上のことを踏まえ、平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

2.いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 1 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 2 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 3 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 4 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による見極めが必要である。
- 5 加害の「継続性」「故意性」は問わない。よって単発的・偶発的なものもいじめとする。

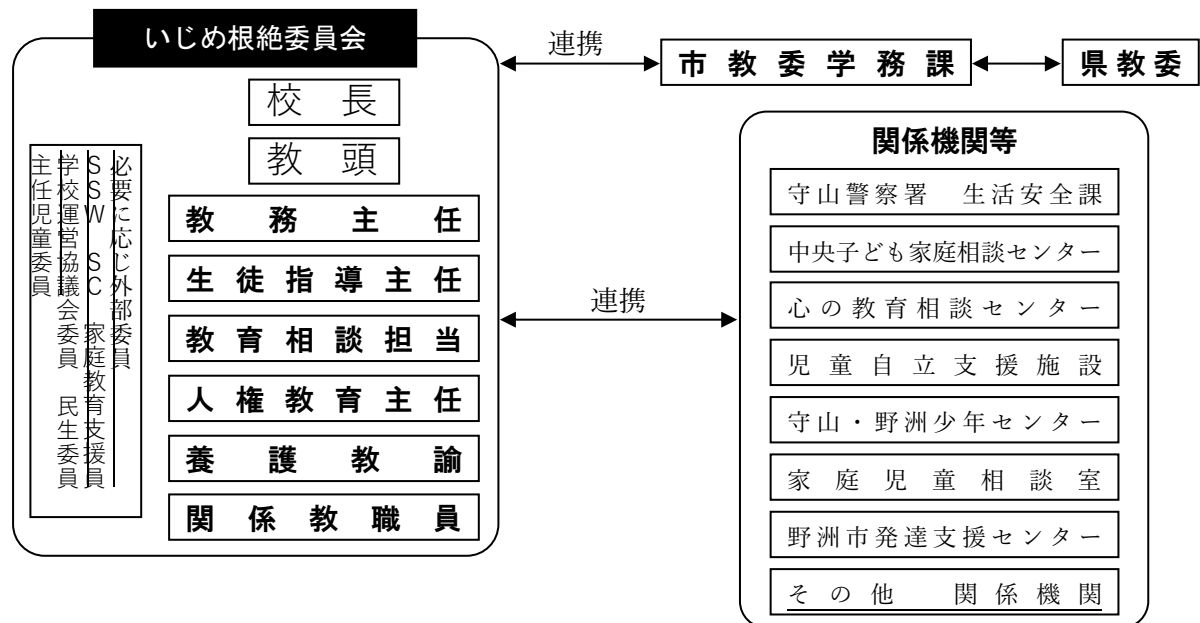
3.いじめの禁止

児童、教職員は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。いじめが行われているのを周りで見た、聞いた時は、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた子どもの立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、子ども本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① わかる授業づくりをすすめる。
 - ・すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する
- ② 規律ある学級づくりをすすめる。
 - ・認め合う温かい雰囲気の中に規律が存在する学級づくり（人の話は聞きながら聞く等）
- ③ 子どもが、自己有用感がもてる学校づくりをすすめる。
 - ・お互いに認め合える場の設定。
- ④ 弁護士による「いじめ防止教室」を毎年5年生で実施する。
 - ・いじめは命に関わる犯罪行為であり人権侵害であることを認識する。
- ⑤ 安心して失敗・再挑戦できる学校づくりをすすめる。
 - ・心理的安全性が保たれた教室・職員室。

(2) いじめの早期発見

いじめが発生した場合は、迅速な対応が求められる。

そのためには、全ての大人が連携して、子どもの些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談、児童・教職員によるいじめチェックの実施。
学期1回のアンケート調査と教育相談週間の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整える。
「24時間いじめ相談ダイヤル」のポスター常掲。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して子どもを見守っていく。
教師が家庭訪問を積極的に行う。
民生児童委員、補導委員、スクールガード等との懇談会の実施と常時の情報交換。
警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておく。
- ④ 1日欠席で電話連絡、連続3日欠席の場合は家庭訪問で状況を確認する。連続5日以上欠席の場合は校内ケース会議（アセスメント）を行い、市教委に報告する。

（３）いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる子どもに対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

（４）家庭および地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者が一体となった取組をするために、学校だよりや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。また、家庭での子どもの様子をうかがいながら、現代に生きる子どもたちが抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図る。

- ① 学校と保護者が情報を共有する。
- ② 家庭で、いじめの気づきのための取組を進める。
- ③ いじめの早期発見、未然防止の研修を実施する。

《地域》

地域住民による運営参画の仕組みである学校運営協議会において、学校が直面する問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめ、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通じて、地域としての子どもへの関わりを深める。

- ① 学校運営協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等の周知を進める。
 - ・「いじめ防止基本方針」「ストップいじめアクションプラン」を学校HPで公表
- ③ 地域住民や関係団体との連携を進める。
 - ・民生児童委員、補導委員、スクールガード等との懇談会の実施と常時の情報交換

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。犯罪行為として取り扱われるべきいじめの行為については、速やかに警察に相談することとし、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関との連携を図る。
- ② 学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

(3) いじめの解消確認の実施

いじめの再発防止に取り組み、解消確認を行うものとする。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点の要点が満たされている必要がある。

- (1) いじめにかかる行為が止んでいること（少なくとも3か月が目安）
 - (2) 被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等による確認）
- ※いじめの防止等のための基本的な方針より

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(野洲市立三上小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	保護者・地域の取組や活動
4月	☐ 第1回「いじめ根絶委員会」(基本方針の見直し確認) ☒ いじめ防止基本方針を全教職員で確認(研修) ☒ いじめ防止基本方針を学校HPで公表 ☒ 人権放送(校長からいじめを許さないメッセージ) ☐ 教職員によるいじめチェック(4月) ☐ 家庭訪問	◆学校運営協議会 △PTA活動方針案にいじめ根絶を明記 ▲PTA総会 いじめを許さない保護者集団
5月	☐ 「学校基本方針」を学校だよりで保護者に伝える ☒ 全学年「ストップいじめ学習①」 ☐ 教職員によるいじめチェック(5月) ☒ 第1回教育相談週間(ホッとほーとタイム) ☒ 第1回児童によるいじめチェック ☐ スクールガードリーダー研修会 ☐ たてわり班遊び	
6月	☐ 教職員によるいじめチェック(6月) ☐ たてわり班遊び	
7月	☐ 民生児童委員との懇談会 ☐ 教職員によるいじめチェック(7月) ☐ いじめ防止教室の実施(5年生) ☒ いじめ根絶に関わる職員研修	◇愛の声かけ運動 △いじめ防止教室への参加 ◆民生児童委員との懇談会(全教職員参加)
8月	☒ 第2回「いじめ根絶委員会」(1学期の振り返り確認) ☐ 教職員によるいじめチェック(8月)	◆補導委員との連絡会
9月	☒ 全学年「ストップいじめ学習②」 ☒ 第2回教育相談(ホッとほーとタイム) ☒ 第2回児童によるいじめチェック ☐ 教職員によるいじめチェック(9月)	△PTA研修(消費者教育講演会)
10月	☒ 第3回「いじめ根絶委員会」(中間ふりかえり確認) ☐ 教職員によるいじめチェック(10月) ☐ たてわり班遊び	◆学校運営協議会で現状確認、協議
11月	☒ 人権週間の取り組み(委員会活動の取組) ☐ 教職員によるいじめチェック(11月) ☐ たてわり班遊び	◇愛の声かけ運動
12月	☒ 個別懇談 ☐ 教職員によるいじめチェック(12月)	

三上小学校ストップいじめアクションプラン

いじめを絶対に許さない学校～いじめの未然防止、早期発見・早期の組織対応～

子どものアクション

- ① 学級
 - ・仲間とともに学び合う
 - ・仲間のよさを見つける
 - ・仲間をからかうことを許さない
 - ・いじめをなくすための行動を考える
- ② 児童会
 - ・あいさつ運動で学校を元気にする
 - ・人権・福祉委員会が人権週間や集会を設定し、いじめを許さない三上小学校にするための方法を各委員会・各学級で考える
 - ・人権標語・ポスターの募集と紹介

家庭・地域と連携したアクション

- ① 共通理解と研修
 - ・いじめ防止基本方針をHPで公開
 - ・PTA活動方針でいじめ根絶を明記
 - ・PTA研修会を実施
- ② チェック
 - ・学校運営協議会、民生委員等との懇談会で学校の現状を説明し、地域での子どもの見守りを深めていただく
 - ・スクールガード、家庭教育支援員等と連携した登下校の見守り

教職員のアクション

- ① 宣言 「いじめを絶対に許さない」「いじめられている人を守り通す」ことを教職員が宣言する
- ② 認知 いじめを積極的に認知し、重大事案に発展しないように初期対応を図る。
- ③ 道徳 道徳教育の充実を図る（道徳科の授業の充実・「ストップいじめ学習」の実施）
- ④ 授業 すべての児童がわかる授業づくりをすすめる（すべての児童が参加・活躍できる授業）
- ⑤ 学級づくり 教職員と子どもの信頼関係づくり・規律ある学級づくりをすすめる
- ⑥ 寄り添う 子どもたちと深く向き合う時間を大切にする（一緒に遊ぶ、食べる、話す）
- ⑦ アンケート いじめを見逃さないよう学期に一度はアンケートを実施し、児童理解と学級経営に生かす
- ⑧ チェック いじめチェックシートで実態把握を行い、生徒指導担当、教頭、校長へ報告する
- ⑨ 相談 全児童を対象とした学期に一度の教育相談と日常的な相談を行う
- ⑩ 家庭訪問 家庭訪問、保護者との連携の積極的な実施等で、保護者との信頼・連携を深める
- ⑪ 報告 気になることは即時にメモし、報告・連絡・相談等により全教職員が情報を共有する
- ⑫ 研修 いじめに対する意識や対応についての実践力を高める研修を行う いじめ防止教室
- ⑬ 関係機関 警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築く
- ⑭ いじめが発生した場合 ケース会議を開催し、教育委員会へ連絡、関係機関へ相談する。

課題

- ・子ども同士をつなげる取組をさらに推進する必要がある 仲間づくり
- ・すべての児童がわかる授業づくりに教職員が努力し続ける必要がある 授業改善
- ・どんな理由があろうと「いじめを絶対に許さない」立場を明確にする スクールロイヤーと連携